

吾等は甚に考へたの能事最も至老なりと思惟せる類れを
も能ふしと云ふ説明は力なかりしれども遂に拒絶せられて工
物は肉銀の味は存すれ生る権も亦も存せられたるなり
争議勃発後以来既に或國語吾等三々職主には意思を其り理
性あり良心の責を以て終に吾等意々結束を固めて目撃して
あまより吾等の同僚は皆吾等増給問題の対にありて不我不
己を二構し絶交せざる固執を帯びし時勢に自醒めやる會
社理事者の思慮醒を促すものなり希くは吾等の直心直意を
ばり解し、是れ此の事件の共れを解除し吾等の志願を尊
明し甚責任の故着する所を明にせんとするものなり

大正十一年十月二十日

石川島造船所内
造船部三ノ第 堀 仁

解雇理由實質肉書

吾等は造船職工として技術と能力とを持って会社の事業
に共同し会社は吾等の技術と能力とを出來るたけ有用に
發揮せしむる造船界への貢獻を期して居た会社と職工と
の間柄ではありませぬか。然るに今面突然「都合」依り解雇ス」と
云ふ通知を發せられた「都合」とは一体どんな都合なのですか
其れが分たれば吾等は断じて所謂「都合」に依ると云ふ無理由
の解雇通知を受くるべきに出来ませぬ。尚價格表記に夫
れぐの僅少な通賃が送らぬけられぬしたか夫は一体何んが
若しも所謂「解雇」年當だとなすなら解雇の理由が分ら
なければ之を受くる大とが出来ませぬ。何故ならば解雇の理由が正